

No.	質問項目	質問内容	回答内容	回答日
	委託料支払い			
1	委託料の支払について	申請者が利用したポイントは、毎月実績でのご請求は可能でしょうか。	具体的な支払時期・金額については、受託者決定後に協議の上、決定することとしていますが、委託契約締結後、ポイント交付原資を含め前金払いを実施することを想定しています。 なお、県と受託者との間の精算については、現時点では、事業実施完了時の1回を想定しています。	R7.12.18
2	委託料の支払い	委託料の精算について、月次清算などは可能でしょうか。 ポイント等原資分の概算払いは可能でしょうか。		
3	委託料について	実施要領に「委託料の支払は実績による」とありますが、これはポイント等交付原資およびポイント発行手数料のみならず、業務運営にかかる全ての経費（人件費、広報費、システム費等）を含めた委託料全体が対象となる理解でよろしいでしょうか。	全ての経費（一般管理費を除く。）については実績による支払いとし、提案書提出時の見積書に記載のあった項目をもとに、精算時に実績を確認することとします。（場合によっては、事業途中で金額を確認させていただくこともあります。） ただし、経済産業省の委託事業事務処理マニュアルの考え方方に準拠し、事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについては、一般管理費として計上することができます。	R7.12.18
4	実施要領 1 事業の概要（5） 委託料の上限	※委託料の支払は実績による、となるがどのような基準・計算方になるのか。		
	コールセンター等の県外設置			
5	コールセンターについて	コールセンターは県外での設置は可能でしょうか。	一律に県外への設置を否定するものではありませんが、審査基準5（1.3）にもあるとおり、受託者に対しては、事業者や利用者等からの問合せ・申請に対して的確かつ迅速に対応・審査できる体制の確保を求めるとしていることから、趣旨を斟酌のうえ適切な体制をご提案ください。	R7.12.18
6	仕様書4 事務局の設置	県外設置でもかまわないでしょうか。		
7	仕様書4 コールセンターの設置	① 県外設置でもかまわないでしょうか。		
	コールセンター			
8	仕様書4 業務内容 区分「コールセンターの設置」	・コールセンター設置について、開始当面及び繁忙期は土日祝も開設とあるが現時点で期間の想定はあるか。 ・コールセンターオペレーターは他業務とのシェアード可能か。	・現時点では、開始当面はR8年度のGW終了後まで、繁忙期は夏場に向けたエアコンの買い替え時期（初夏）を想定しています。 ・他業務とのシェアについて禁止はしていませんが、多くの申請件数が見込まれる事業であり、審査基準5（1.3）にもあるとおり、受託者に対しては、事業者や利用者等からの問合せ・申請に対して的確かつ迅速に対応・審査できる体制の確保を求めるとしていることから、趣旨を斟酌のうえ適切な体制をご提案ください。	R7.12.18
9	仕様書4 業務内容 区分「キャンペーンの概要」	本キャンペーンに参加する店舗数の想定、申請件数、入電件数の想定はあるか。	コールセンターの対応件数は14,288件（うち企業からの問合せ3,616件、県民からの問合せ10,672件）です。 ※R5.3.30～R6.4.30の実績 ※1日当たり約40件、1ヶ月当たり約1,000件 ※最多はR6.3月の1,545件、最少はR5.4月の419件	
10	コールセンターの設置	前回事業のコールセンターの入電数実績（1日あたり、1ヶ月あたり、トータル）をご教示いただけますでしょうか。	なお、1件当たりの通話の時間は内容により異なるため、平均でお答えすることはできません。	
11	仕様書4 コールセンターの設置	⑤ 過去に実施された際の1日当たりの受電件数はどのくらいでしたでしょうか。	※本キャンペーンに参加する店舗数の想定は質問項目45～48的回答、申請件数の想定は質問項目38～42的回答をご参照ください。	
12	仕様書4 コールセンターの設置	⑥ 問い合わせ1件当たりの通話の平均時間をご教示いただけますでしょうか。		
13	コールセンターの設置	問い合わせ番号は050-や0120-でも問題ございませんでしょうか。	問合せ番号は050-、0120-、ナビダイヤルのいずれでも差し支えありません。	
14	仕様書4 コールセンターの設置	② ナビダイヤルでもよろしいでしょうか。	店舗向けと利用者向けの回線を分ける必要はありませんが、コールセンターにおいて、適切に対応できる体制としてください。	R7.12.18
15	仕様書4 コールセンターの設置	④ 店舗向けと利用者向けのコールセンターの回線は分ける必要がありますでしょうか。		
16	仕様書4 コールセンターの設置	③ 過去実施された際はオペレーターを何名配置していらっしゃいましたでしょうか。	繁忙期などは最大で8名（責任者1名、コールセンター4名、審査事務3名）、その他の時期については、7名（責任者1名、コールセンター3名、審査事務3名）ないし5名（責任者1名、コールセンター2名、審査事務2名）で対応しています。	R7.12.18
	交付ポイント			
17	仕様書 対象者のポイント等交付 「ポイント交換に必要となるコード番号等」	「ポイント」に越し、ユーザーが各社サイトでコード入力の上、当該ポイントへ変換するコード型電子ギフトを「ポイント」の一種として取り扱い可能かご教示ください。	そのように取り扱って差し支えありません。	R7.12.18
18	仕様書 「対象者のポイント等交付」<ポイント等の種類>	電子マネー残高のチャージ（コード／チャージリンクの交付）は「ポイント」に該当しますか。「汎用型プリペイドカード」に分類されますか。県の解釈基準をご提示ください。 また、交換となるポイント・商品券等について、指定または必須とされる種類（例：特定の決済サービス等）はございますか。指定がない場合、受託者提案による交換先構成でも差し支えないかご教示ください。	電子マネー残高のチャージは、本仕様書上はポイントに該当するものとして取り扱います。 交換となるポイント・商品券等については、指定・必須の種類はございませんので、仕様や評価基準を参考にご提案をお願いいたします。	R7.12.18
19	仕様書 「対象者のポイント等交付」/審査基準「汎用性の高いポイント等」	交付するポイントは、原則として1ポイント=1円相当の等価交換を必须とする運用か。等価を満たさない銘柄の採用可否を確認いたします。 つまり利用者がポイントを交換する際の最終的な受取額は、額面相当額（例：10,000円分のポイント → 10,000円分として利用・交換可能）であることが前提でしょうか。	ポイントの交換レートについては、提案に組み込むサービスによっては等価ではないものも含まれるものと思料いたしますので、必ずしも等価交換を求めるものではありません。 ただし、非等価の場合にあっては、十分なアナウンスを実施するなど申請者に誤解を与えないよう広報面等で十分な配慮をお願いいたします。	R7.12.18

No.	質問項目	質問内容	回答内容	回答日
20	仕様書 専用サイトの設置及び維持・管理 (2) 県管理用画面の設置 ア	ポイント等とは、冒頭の事業目的に記載の「キャッシュレスポイント等（以下「ポイント等」という）を交付」のこと、対象者のポイント等交付＜ポイント等の種類＞に記載の「ポイント」「商品券等」とは別の認識だが相違ないか。もしくは、「ポイント等」＝「ポイント」「商品券等」と解釈しても問題はないか。	お見込みのとおりです。	R7.12.18
21	仕様書 対象者のポイント等交付 <ポイント等の交付額>	下限2千ポイント～上限4万ポイントの理解だが、申請受理分を複数コード等で給付することは問題ないか。例えば、4万ポイント→1万ポイント×4コードのように一度で給付もしくは4万ポイント×1コードのように給付のどちらでも問題ないか。	一律に1申請1コードとすることを義務付けるものではありませんが、最終的な交換漏れを抑止するマインド措置等を含めた提案としていただきなど、申請者による交換漏れが生じないようお願いいたします。	R7.12.18
22	仕様書 対象者のポイント等交付 <ポイント等の交付額>	令和5年度実施事業における金額別の申請数についてご教示ください。2千円、5千円、1万円、2万円、4万円の5券種と認識しております。	令和5年度事業における金額別の交付数は、下記のとおりです。 ご記載の券種に加え、1万5千円の区分もありましたので、キャッシュレスポイントと商品券等に分けて記載します。 (キャッシュレス) (商品券等) 2千円：4,161件 3,056件 5千円：2,515件 1,929件 1万円：4,855件 3,073件 1万5千円：1,586件 1,440件（※1万円券と5千円券） 2万円：4,449件 2,663件 4万円：3,566件 2,815件	R7.12.18
チケットの固有コード				
23	仕様書4 キャンペーン対象店舗 の募集及び登録等	③「対象製品を購入等した者がポイント等の交付を申請する際に入力が必要となる固有のコードを付したチケット」は個人ごとに異なるコードを想定されていますでしょうか。	本事業では、「一定の条件を満たす省エネ性能を有する製品の購入」という1つの行為について、所定のキャッシュレスポイントの交付を求めるという、比較的類似する内容の申請が同時に発行されることが想定され、それぞれの申請に対して、同時に並行的に審査や不備補正の要求を行い、的確かつ迅速に事務処理を行う必要があります。 また、一方で、給付漏れや二重給付も防止する必要もあることから、個別の申請案件とキャッシュレスポイントの交換が可能な権利とを1対1で紐づけて管理することを求めるものです。 なお、1つの対象製品の購入に対して1つのチケットという対応関係を求めるとは、登録事業者の店頭における事務の簡素化にもつながるものであると考えております。	R7.12.18
24	キャンペーンチケットに記載する固有のコードとは？	キャンペーンチケットに記載される固有コードについてですが、どのような役割を想定されていますか。例えば、店舗ごとに固有のコードを付与することで、購入店舗の特定や管理を目的としているのでしょうか。それとも、他に想定されている用途があればご教示ください。	R7.12.18	
商品券				
25	仕様書 対象者のポイント等交付 <ポイント等の交付>	商品券等において、発送前に一定数の事前購入の場合、購入後受け取りのなかった分については請求できない認識でよろしいでしょうか。また、返送などにより受け取りのなかった商品券等に関する対応はどのように見込まれてありますでしょうか。	精算段階においては、原則、申請者に交付したポイント等の総額を、事業実施に要したポイント原資に係る事業実績として認定することとなり、過剰に仕入れたものや申請者に交付されなかった商品券等については、事業費として認定することは困難であると考えておりますので、仕入れた商品券等については、確実に申請者に受け取っていただき仕組みの構築をお願いいたします。 なお、受託者に帰責事由なく生じた返送分については、協議の上、委託料に含めることを検討します。	R7.12.18
26	仕様書 対象者のポイント等交付 商品券又は汎用型プリペイドカードの発送	発送用封筒は受託者にて用意となりますでしょうか。	発送用封筒については、県において用意することが可能です。発送方法・時期等については、落札者と協議することとしています。	R7.12.18
27	仕様書 対象者のポイント等交付 商品券又は汎用型プリペイドカードの発送	ギフト券以外にも同封物（案内文章等）はございますでしょうか。	同封物は、A4用紙1枚程度を想定しています。	R7.12.18
28	仕様書 対象者のポイント等交付 商品券又は汎用型プリペイドカードの発送	額面分の補償がされた（書留等）サービスでの発送となりますでしょうか。	申請者への配達が確認できることや額面分の補償については、適切な事業執行に不可欠な要素であると考えております。要件を満たした申請に対する商品券等の交付については、受託者の責任において確実に実施していただく必要があり、しかるべき手法で発送する形のご提案をお願いいたします。	R7.12.18
29	仕様書 対象者のポイント等交付 商品券又は汎用型プリペイドカードの発送	発送物の還付先は受託者となりますでしょうか。	受託者となります。県の封筒を利用する場合であっても、発送先を明記することで、受託者へ返送されるようにしてください。返送があった場合は、申請者へ送付先を確認し、確実に申請者へ届くようにしてください。	R7.12.18
30	仕様書 対象者のポイント等交付 商品券又は汎用型プリペイドカードの発送	発送物の宛名表示（窓付き封筒の内部より表示、封筒に直接印刷等で表示）につきましてご指定はございますでしょうか。	特段の指定はございません。	R7.12.18
31	仕様書 対象者のポイント等交付 商品券又は汎用型プリペイドカードの発送	発送件数は、おおよそ何件ほどの想定となりますでしょうか。	令和5年度事業での発送件数は、下記のとおりです。 ギフト券12,898件、クオカード2,078件 計14,976件	R7.12.18
32	仕様書 4 業務内容 区分「対象者のポイント等交付」<ポイント等の交付>	申請者に対しポイントの交換に必要となるコード番号等又は商品券等を交付すること、とあるがオンライン申請者には電子メールによる交付ですか。	お見込みのとおりです。	R7.12.18

No.	質問項目	質問内容	回答内容	回答日
	未返還者への対応			
33	仕様書 「未交換者への対応」／審査基準	未交換者への連絡回数・手段（メール／SMS／郵送）、交換期限延長の可否、失効後原資の扱いについて、県の方針があればご提示ください。	未交換者への連絡回数や手段については、特段の条件は設けませんが、申請者が確実に交換することができるよう、提案者において十分と判断される配慮措置を講じてください。 交換期限の延長については、原則可能としますが、キャンペーン終了間際や精算期間との兼ね合いから調整の必要が生じる場合には、落札者と別途協議することとしています。 失効後の原資の扱いについては、提案に組み込むサービスにおいて返還の仕組みがない場合等における失効分の原資を委託料に含めることは可能ですが、提案に組み込むサービスの仕様等も含めて確認の上、落札者と別途協議することとしています。	R7.12.18
34	仕様書 対象者のポイント等交付 <ポイント交換未完了者への対応>	未交換者への勧奨方法について、書面あるいはメールによる勧奨方法や回数について、県の想定をご教示ください。		
35	仕様書 対象者のポイント等交付 <ポイント交換未完了者への対応>	令和5年実施事業におけるポイント未交換数、未交換率についてご教示ください。あわせて、キャッシュレス決済サービスのポイントと商品券又は汎用型プリペイドカードの選択数、選択率についてもご教示ください。	令和5年実施事業におけるポイント未交換数及び未交換率は集計していませんが、受託者において、メール未開封者を対象に、ポイント交換をするよう電話にて催促を行っていました。 ※キャッシュレス決済サービスのポイントと商品券又は汎用型プリペイドカードの選択数、選択率については質問項目38～42の回答をご参照ください。	R7.12.18
	本人確認			
36	審査基準 「不正防止措置」／仕様書「審査・添付確認」	本人確認の強度（公的身分証必須の要否）、重複申請検知（同一世帯主・住所・機器型番）、店舗側による不正（まとめ申請・値引き誘導）抑止の最低必須要件をご教示ください。	本人確認については、登録店舗において、免許証やマイナンバーカード等の公的身分証の提示により実施することを想定しております。 重複申請検知については、受託者において、氏名・住所・機器型番等から、同一家電に対する重複交付がないよう確認が必要です。 店舗側による不正については、同一店舗でまとめて申請し、値引きするような例が考えられます。 このほか、例えば、転売対策なども必要と考えられますが、すべてを類型化してお示しすることはできないことから、不正抑止のための確認体制については、幅広にご提案いただきたい。	R7.12.18
37	仕様書4 対象者のポイント等交付	① 申請時にマイナンバーや運転免許証などの本人確認書類の提出は不要でしょうか。	本人確認については、登録店舗において、免許証・マイナンバーカード等の公的身分証の提示により実施し、本人確認後の申請予定者にキャッシュレスチケットまたは申請書様式を交付し、申請時においては当該書類の提出は不要とすることを想定しております。	R7.12.18
	申請件数			
38	仕様書 対象者のポイント等交付 <ポイント等交付に係る手続>	令和5年実施事業におけるオンライン申請と書面申請数、申請割合についてご教示ください。	令和5年実施事業における申請数と割合は下記のとおりです。 総申請数36,846件 ・うちオンライン申請件数31,558件（85.6%） ・うち書面申請件数5,288件（14.4%）	R7.12.18
39	その他 令和5年度実施事業時の情報	⑧ 前回の申請件数をご教示ください。	月平均約3,300件で申請数の最多はR6.3月の4,237件、最少はR5.9月の2,840件でした。	
40	仕様書4 対象者のポイント等交付	② 想定申請数をご教示ください。		
41	仕様書 4 業務内容 区分「キャッシュレス決済サービスの概要」	本キャンペーンに参加する店舗数の想定、申請件数、入電件数の想定はあるか。		
42	事業の実施期間	期間中の申請予測についてご教示ください。 特段予測がない際は、令和5年実施済の内容で問題ございません。 例) 対象者〇〇名 〇%入電 各月申請状況：4月：〇件、5月：〇件、6月：〇件…		
43	その他 令和5年度実施事業時の情報	② 前回のキャンペーンにおいて、「キャッシュレス決済サービスのポイント」と「商品券又は汎用型プリペイドカード」を希望した県民の方の割合をご教示ください。また、「商品券又は汎用型プリペイドカード」を希望された方の人数をご教示ください。	令和5年実施事業における交付件数と割合は下記のとおりです。 総交付数36,108件（総申請数のうち不採択を除く） うち ・キャッシュレスポイント交付件数 21,132件（58.5%） ・商品券等交付件数 14,976件（41.5%）	R7.12.18
44	仕様書 対象者のポイント等交付 <ポイント交換未完了者への対応>	令和5年実施事業におけるポイント未交換数、未交換率についてご教示ください。あわせて、キャッシュレス決済サービスのポイントと商品券又は汎用型プリペイドカードの選択数、選択率についてもご教示ください。	※令和5年実施事業におけるポイント未交換数、未交換率については質問項目35的回答をご参照ください。	
	店舗			
45	その他 令和5年度実施事業時の情報	⑨ 前回の対象店舗数をご教示ください。		R7.12.18
46	仕様書 4 キャンペーン対象店舗 の募集及び登録等	① 想定対象店舗数 をご教示ください。	令和5年度実施事業の対象店舗は918店舗です。 また、参加店舗の申請において、紙面申請はおよそ1割程度でした。	
47	仕様書 4 業務内容 区分「キャッシュレス決済サービスの概要」	本キャンペーンに参加する店舗数の想定、申請件数、入電件数の想定はあるか。	※本キャンペーンの申請件数は質問項目38～42の回答、入電件数は質問項目9～12の回答をご参照ください。	
48	対象店舗の募集	前回事業での参加店舗数をご教示いただけますでしょうか。 また参加店舗の申請において、専用フォームと紙面申請の割合はどの程度だったのでしょうか？		
49	仕様書 4 キャンペーン対象店舗 の募集及び登録等	② 店舗からのオンライン登録申請は、申請受付のみができるよろしいでしょうか。店舗側から登録進捗が確認できる画面や事務局と店舗がやりとりするページを作成する必要はございますか。	当該ウェーブページの仕様については、現時点では特段の制限は想定していません。店舗との間で円滑なやり取りに支障が生じないものであれば問題ないと考えております。	R7.12.18
50	その他 令和5年度実施事業時の情報	④ 前回キャンペーンに参加した店舗の情報は落札会社に共有いただけますか。	共有可能です。	R7.12.18

No.	質問項目	質問内容	回答内容	回答日
51	広報 仕様書4 キャンペーンに係る広報	ポスター、チラシの想定サイズがあればご教示下さい。	令和5年度実施事業での製作部数は下記のとおりです。 ・ポスター（A2片面）2,000枚（延長分含む） ・チラシ（A4両面）チラシはデータのみ、必要に応じて印刷 ・参加店舗ステッカー 1,000枚 ・対象製品ステッカー 1,000枚	R7.12.18
52	その他 令和5年度実施事業時の情報	③ 前回のキャンペーンで利用した店舗用の販促物は、キャンペーン周知用ポスター等と両面のチラシのみになりますか。そうであった場合、それぞれ何枚用意されたかご教示ください。	・参加店舗マニュアル、キャンペーンチケット、周知用ポスターのそれぞれの想定される製作部数をご教示ください。 また、県から送付するデータにより作成する印刷物とはどのようなものを想定したらよろしいでしょうか。	
53	印刷物等の送付	参考店舗マニュアル、キャンペーンチケット、周知用ポスターのそれぞれの想定される製作部数をご教示ください。 また、県から送付するデータにより作成する印刷物とはどのようなものを想定したらよろしいでしょうか。	なお、県から送付するデータにより作成する印刷物については、A4サイズでPDFでそのまま印刷できるものを想定してください。	
54	その他 仕様書 対象者のポイント等交付 <ポイント等の交付>	「有効な申請があった日から起算して概ね2週間以内」とあるが、有効な申請とは、オンライン申請の場合は受信日時が明確だが、書面申請の場合は、書面が到着して審査員が申請書を審査する時点でしょうか。消印時ではない認識です。	書面申請の場合の期間の起算点は、審査員が申請書を審査する時点ではなく、書面の受理日（事務局に書面が到達した日）としてください。	R7.12.18
55	仕様書 対象者のポイント等交付	<ポイント等の種類> 商品券等の郵送経費について、内税表記となっている項目は受託者側で外税に表記し直す必要がありますでしょうか。 もし修正が必要な場合、税抜価格が1円未満となった場合は、切り捨て・切り上げなどのご指定はございますでしょうか。	郵送経費については、見積もり項目の記載欄を分け、内税表記で計上することも可能です。その場合、二重に消費税を計上することのないよう、注意してください。	R7.12.18
56	仕様書 対象者のポイント等交付 <ポイント等の交付に係る手続について>	商品券等を郵送する際の宛名記載の字体に関して、書面における情報は外字対応は必須でしょうか。その場合、外字ファイルをご提供いただけますでしょうか。また文字フォントのご指定はございますでしょうか。	外字対応は必須ではありません。申請者に確実に郵送されるよう、宛名に関して確認が必要である場合は、事前に申請者に問い合わせるなどし、対応してください。	R7.12.18
57	仕様書4 業務内容区分「対象者のポイント等交付」<ポイント等の交付に係る手続について>	(2)【申請時に入力が必要となる項目】ウ 書面による申請で、気候変動対応アクションプランの取組報告、とあるが何か所定のフォームはあるのか。	下記URLに掲載のPDFファイル（「取組報告書」兼「エコファミリー申込書」）をご参照ください。 (事業開始まで、あるいは、事業実施期間中に内容が変更となる場合があります。) https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/pp/iso_family/	R7.12.18
58	実施要領6(3)	基本的に A4サイズとすることあります が、企画書 のスケジュールのページはA3折込になつてもかまわないでしょうか。	審査の進行に支障がない範囲であれば、視認性等を考慮し、企画書の一部のページをA3折込することは差し支えない。	R7.12.18
59	仕様書4 キャンペーン対象店舗 の募集及び登録等	④ 対象製品リストはいくつくらいを想定していらっしゃいますでしょうか。	省エネ型製品情報サイトに登録のある下記の省エネラベル制度の対象製品のうち、一定の省エネ基準を満たすものを基本に、対象製品を選定することとしています。（R5年度実施事業と同様） キャンペーン開始までに登録情報に時点更新がありうるため、一定の基準を含めた詳細は、落札者が決定後にお示しいたします。 (参考) サイト登録製品数（令和7年11月時点） ・エアコン 約8,400製品 ・テレビ 約1,500製品 ・冷蔵庫 約3,400製品 ・LED照明機器 約16,500製品 ・エコキュート 約1,500製品 ・ガス温水器 約12,900製品 なお、エヌフーム及びハイリッド給湯器については、省エネラベル制度の対象外であるため、国の省エネ給湯器導入に係る補助事業の対象機器とする予定です。 ・エヌフーム 約170製品 ・ハイリッド給湯器 約20製品	R7.12.18
60	その他 令和5年度実施事業時の情報	① 前回はポイント交付受付期間内に予定のポイントは全て消化されましたでしょうか。今回、一ヶ月期間内にポイント消化が未達になった場合にはどのような対応になりますでしょうか。仮に延長になった場合にはその運営費用は再度、協議の上で決める形でしょうか。	令和5年度実施事業では交付期間内にポイント原資はすべて消化しました。未達となった場合は精算時に実績確認した上、実績分を精算します。仮に前金払いで多く支払っていた場合は、返還が発生する可能性もあります。 また、延長するかどうかは、キャンペーンの執行状況を踏まえ判断することとしているため現時点では未定ですが、仮に延長になった場合の運営費用については、お見込みのとおり、協議の上、決定します。	R7.12.18
61	その他 令和5年度実施事業時の情報	⑤ 前回のコール運営の際のF A Qは落札後、共有していただけますか。	共有可能です。	R7.12.18
62	その他 令和5年度実施事業時の情報	⑥ 前回のキャンペーンの趣旨及び内容並びに参加店舗において必要なオペレーションを説明したマニュアルは落札後、共有して頂けますか。	共有可能です。	R7.12.18
63	その他 令和5年度実施事業時の情報	⑦ 前回の審査に関わる事務人員は1日あたり何名体制であったかご教示ください。	繁忙期などは最大で8名（責任者1名、コールセンター4名、審査事務3名）、その他の時期については、7名（責任者1名、コールセンター3名、審査事務3名）ないし5名（責任者1名、コールセンター2名、審査事務2名）で対応しています。	R7.12.18